

山口市中小企業融資制度 資金の概要

中心市街地活性化対策資金	
目的	中心市街地区内に事業所を有して事業活動を行う中小企業者に対し、当該事業所における事業活動に必要な資金を融資することにより、中心市街地区での事業所の集積及び事業活動の増大を促進し、もって中心市街地の活性化に寄与する。
融資対象	次のいずれかに該当し、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者(会社・個人、NPO法人) 1. 山口市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地区内において、事業所を有するもの 2. 当該中小企業者の作成する事業計画書、事業活動に関連する物件の売買契約書等により、概ね1年以内に中心市街地区内において事業所を有することが認められるもの
融資条件	
資金用途	運転資金・設備資金(運転資金のみの利用は不可)
融資限度額	2,500万円
融資期間	15年(据置2年)以内
融資利率	年1.9%
保証料率	年0.19~0.8% ※支払った保証料の全額を補助
保証人	原則として法人の代表者以外は不要
担保	必要に応じて徴求する

対象区域図

